

## 懲戒処分の公表

令和5年8月30日

新城市長 下 江 洋 行

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「新城市職員の懲戒処分等に関する指針」に基づき公表します。

事 案 の 概 要	令和5年5月24日に公務のため公用車を運転し、市役所第3駐車場から出発し、文化会館前交差点（新城市字下川地内）を右折したところ、前方不注意により横断中の歩行者と衝突した。
所 属	上下水道部
職 名	主事
年 齢	20歳代
性 別	男
処分の種類及び程度	公務中の自動車運転事故 【 戒告 】
処 分 年 月 日	令和5年8月30日
処 分 理 由	地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」に該当するため、本市の処分基準に照らし「戒告」としたものである。